

吹田市立青少年クリエイティブセンター

体育館 LED 照明器具賃貸借業務

仕様書

1 業務目的

吹田市立青少年クリエイティブセンター体育館に設置されている水銀灯高天井照明器具（8か所、32台）及びオートリフター（8台）を撤去し、新たに LED 照明（8か所、16台）を設置することにより、省エネルギー化、長寿命化、照明環境の改善を図ることを目的とする。

2 履行場所

名 称：吹田市立青少年クリエイティブセンター 体育館

住 所：大阪府吹田市岸部中1丁目16番1号

建物概要：昭和56年竣工 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建屋根鉄骨

延床面積：1,274.19 m²

3 賃貸借機器

(1) 高天井用 LED 照明器具 16台

本業務で使用する照明器具の条件は下記内容を満たすものとする。

ア 構造・規格等

(ア) LED 照明器具及び付属部品等は新品であること。

LED 照明器具は、現状の器具のランプ交換ではなく器具ごと交換とすること。

落下防止ワイヤーを設置すること。

(イ) 一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品であること。

(ウ) 器具のメーカーは原則統一すること。

複数のメーカーの製品を組み合わせる場合は、発注者（吹田市）に確認を行うこと。

(エ) ISO9001、ISO14001 の認証取得工場で製造していること。

(オ) 電気用品安全法（PSE）に適合していること。

(カ) 本事業に関連する JIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLM（日本照明各種ガイドライン等）の規格に適合するもの。

(キ) LED 化による照明機器からの雑音ほか、映像・音響機器等への影響を与えない対策を施すこと。

(ク) 性能等（カタログ値ベース）は以下の基準を満たしていること。

規格 性能仕様 備考

- ・LED 寿命：40,000 時間以上 光束維持率 85%以上
- ・平均演色評価数：Ra70 以上
- ・配色：昼光色（5,000k）
- ・器具光束：50,000lm 以上 1 基につき
- ・配光タイプ：広角（90 度以上）

(2) 下面ガード 16 台

(3) その他付属設備

上記(1)(2)に記載のない機器で、本業務遂行上必要となる機器については、受注者が工事設計を行い、本業務の代金に含むものとする。必要となる機器の選定にあたっては、関連法規、規格、基準等に適合するものとする。

4 撤去機器

(1) 水銀灯 32 台

(2) オートリフター 8 台

(3) オートリフター制御盤 1 台

(4) オートリフター操作盤 1 台

(5) その他発注者（吹田市）が指示する付属設備

5 賃貸借期間

令和 8 年 2 月 1 日から令和 13 年 1 月 31 日まで（5 年間 計 60 か月）

※設置工事完了期限は、賃貸借期間の初日までとする。

※賃貸借期間終了後は全て無償譲渡とする。

6 業務内容

本業務は、受注者が、設計業務、設置工事業務、工事監理業務を行った後、速やかに発注者（吹田市）に引渡し、業務期間中は受注者が維持管理業務を行うこととする。

7 支払方法

賃貸借料を令和 8 年 2 月から令和 13 年 1 月の 60 か月で割った金額を 3 か月ごとに支払う。ただし、初回の請求は 2 か月分、最後の請求は 1 か月分とする

8 許認可等

本業務に係る関係法規・条例及び規則等を遵守すること。

また、許認可・手続・検査等に関する費用の一切は、受注者の負担とする。

9 工事設計

本業務に係る工事設計は、受注者の負担において発注者（吹田市）の指示に従い実施すること。

10 賃貸借機器の不具合及び保守

賃貸借機器に関する通常使用に起因する不具合及び異常が認められた場合は、受注者の責任を持って、補修又は取替えをすること。なお、保守に係る費用は全て賃貸借料に含まれるものとする。

11 賃貸借機器の所有

賃貸借機器は賃貸借期間中、全て受注者の所有物とすること。転貸は認めない。

12 一般注意事項

(1)発注者（吹田市）への説明と承諾

受注者は設置工事に先立って、受注者の機器及び電気設備仕様等が発注仕様書等の内容に適していることを説明するため、契約後速やかに下記図面等を提出し承諾を得なければならない。

- ・ 配置計画図
- ・ 電気設備計画図
- ・ 工事工程表
- ・ 本業務で設置する機器一覧表及び性能仕様 各 2 部

(2)発生材の処理

発生材を搬出する場合は、関係法令などに従い適切に処理すること。なお、処理は産業廃棄物処理の許可を受けた業者とし、産業廃棄物はマニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに、その写しを発注者（吹田市）に提出すること。

- ・ 工事副産物の発生の抑制、適正処理、再利用の促進等を図るため、再生資源利用（促進）（計画・実施）書を入力システムにより作成し、発注者（吹田市）に提出のこと。
- ・ 工事に伴う産業廃棄物は、所定の手続きを行い処理すること。なお、費用は全て受注者負担とする。

(3)工事写真・完成写真

各工事の設置工事段階について漏れなく撮影のこと。写真はA 4 版工事写真帳に貼付し、撮影場所を記入の上、提出のこと。

- ・ 着工前
- ・ 完成時 サービス版（カラー） 1 部 （現像写真及びデータの両方）

(4)機器完成図、電気設備図

完成後、発注者（吹田市）の指示に従い機器完成図、電気設備図を作成の上、下記のとおり提出すること。

縮小版二つ折黒文字製本 機器完成図 2冊

電気設備図 2冊

図面データ（CD-R等） ○JWW ○SXF（又はDXF）
○PDF ○その他任意のCAD形式
○JPEG若しくはTIFF

(5) 工事中の安全管理等

- ・設置工事に際しては関連法令を遵守し、誠実に行うこと。労働安全衛生法に基づき、労働の安全、衛生及び整理整頓、公害防止、周辺への配慮など、工事場所の安全管理に常に万全を期すること。
- ・工事用資材搬入路については、監督員、警察署、道路管理者及び発注者（吹田市）と十分に協議の上、実施すること。
- ・工事中は、受注者の現場責任者を常駐させること。「15 その他 5項」のとおり、交通誘導員を必要に応じて配置させること。主要資材搬入時など、特に工事車両の通行が増加する場合は、人数を追加して配置し、児童、生徒及び一般通行人の安全確保等安全管理を徹底すること。
- ・工事関係車両は、発注者（吹田市）と協議して駐車場所を決定すること。
- ・設置工事の作業時間は受注者、発注者（吹田市）と協議して定めることとする。
- ・撤去工事及び重機類の使用については、事前に発注者（吹田市）に通知すること。
- ・工事の際、排気ガス対策を講じること。
- ・工事中は、付近の環境及び風紀を保持し、防犯に協力する。なお、必要に応じて夜間照明設備を設置する。
- ・シンナー等については、工事現場・倉庫などで厳重に保管し、また、車両に搭載した状態で車両を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。
- ・火気を使用する場合は、適切な消火設備・防炎シートなどを設けるとともに、取扱いには十分注意すること。
- ・敷地内、正門及び裏門前は禁煙を必ず徹底すること。

(6) 作業跡整地

工事完成時には使用した敷地、施設等を現状復旧した後、返還すること。

(7) 官公庁その他への手続

設置工事に必要な官公庁その他への手続は、遅延なく行うとともに、これに要する費用並びに原型復旧は受注者負担とする。

13 設置工事仕様

- (1) 露出配線については、屋内外を問わず電線管等で保護を行うこと。

- (2)室内露出配管は、第1種金属線ぴを使用すること。
- (3)屋外露出配管は、厚鋼電線管と防水型プルボックス（SUS）を使用すること。
- (4)機器及び配線等については、メンテナンスが容易にできるように設置工事を行うこと。
- (5)全てエコ電線、エコケーブルを使用すること。
- (6)公共建築工事標準仕様書（電気設備工事）に準拠すること。

14 その他特記事項

- (1)建築使用材料（下地材、接着剤等を含む）については、原則として揮発性有機化合物（5物質）を含まないものとする。また、石綿を使用していないものとする。
- (2)建設敷地内の既存埋設設備配管等に注意すること。発注者（吹田市）の立会の下、現地調査を行うこと。
- (3)設置工事に際して、現状工作物等が支障になるものについては発注者（吹田市）と協議の上、処分、撤去し、若しくは現状に復するものとして、その費用は本業務に含むものとする。

15 その他

- ・契約仕様書に記載がない事項及び疑義が生じたときは吹田市財務規則に定めるほか、発注者（吹田市）と受注者で協議により決定し、受注者は誠意をもって対応することとする。
- ・発注者（吹田市）と設置工事について十分協議を行い、工事管理に努めること。
- ・受注者は、現場責任者を定めること。
- ・受注者は、委託業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者（吹田市）の承諾を得た場合は、この限りでない。
- ・設置工事中は受注者の負担責任において、必要に応じて交通誘導員を配置する。なお、交通誘導員とは警備会社の警備員をいう。また、高所作業車、資材搬入トラック等の頻繁な作業時には、適宜、誘導員を増員すること。
- ・設置工事が原因と認められる家屋、道路、上下水道、ガス、電気、電話等に損傷が発生した場合には、最優先して修復及び復旧の措置を行うこと。
- ・個人的な緊急苦情の申入れについても誠意をもって速やかに協議の上、善処すること。
- ・発注者（吹田市）が必要であると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合、契約解除に伴う貸借相当額を受注者に支払うものとする。貸借相当額の積算は、発注者（吹田市）と受注者で協議して定める。